

名古屋市環境審議会 第7回 環境影響評価部会  
会議録

- 1 開催日時  
平成24年3月28日（水）午前10時00分～午後0時35分
- 2 開催場所  
市役所第12会議室（東庁舎1階）
- 3 出席者
  - (1) 審査委員（五十音順、敬称略）

内川 尚一	（名古屋商工会議所理事・企画振興部長）
河野 義信	（社団法人中部経済連合会産業技術部長）
鳥居 憲一	（公募委員）
原田 彰好	（愛知県弁護士会）
福井 清	（公募委員）
吉久 光一	（名城大学理工学部建築学科教授）

計6名
  - (2) 事務局 地域環境対策部長始め9名
  - (3) 傍聴者 1名
- 4 議事及び意見等の要旨

事務局が、今回の部会の出席者が6名であり、部会が成立していることを確認した。また、本日のスケジュールについて簡単に説明した。

議題1：環境影響評価制度のあり方について

[部会長] 議題(1)「環境影響評価制度のあり方について」に入りたいと思います。「ア」の議論に入ります前に、国の基本的事項についての資料が用意されていますので、まず、この内容について、事務局から説明をお願いします。

[事務局]（参考資料について説明）

[部会長] ありがとうございます。この参考資料は24年1月時点での資料ということですね。

[委員] 国と名古屋市の考え方を口頭で説明されましたが、できれば項目別に紙でまとめたものを、備忘というものを含めてご用意いただければと思いますけど。

[委員] 今回私たちは、複数案を出すという表現でやっていますが、国の方針は、複数案が出ない場合には、その理由を当然明らかにするというのでしょうか。もしくは複数案を必ず出すという努力をしてもらうという意味でしょうか。市の方はどうですか。その辺を確認したいです。

[部会長] 必ず出してもらうという方向だと思いますが。

[事務局] 市は、必ず出してもらうという方向です。計画立案段階なので、絶対1つではなく、何らか検討していくものはあるという考えで複数案を出していただく考えでいます。

[部会長] 要は、1つの土地の中でも建物をどうやって建てようかという案はいくつでもあるわけです。

[委員] 例えば、火力発電などの事業では、一般企業がやるわけで、場所は限られます。そうすると、その方式等については、何か無理やり複数案をつくらされることにもなりかねないのではないかという気がしますが、複数案は出てくるのですか。

[事務局] 基本的には実現可能なものを複数案挙げていただくことになると思います。例えば焼却工場でしたら、ストーカー式、熔融式など色々な方式がありますので、その辺も検討していくと思います。

[委員] 焼却はあるかも知れませんが、発電ではあるのですか。

[事務局] 火力発電については、具体的にどういふ場合があるか議論されていまして、出来るということになっています。温排水が問題になることが多いので、1つの敷地の中での、かなり限られた中ではありますけれども、例えば放流口をどこに持ってくるかということがあります。今回私どもが提案している、計画段階の時期は、立地の検討段階から建物の形状までの長い中でやっていますので、火力発電でも具体的なものは例を出して検討されているようです。

[委員] そうですか。

[部会長] 煙突の高さや位置を含めて考えているということですね。

[委員] これはやはり案件によって色々あると思います。発電所や焼却場などは、かなり複数案としては出しやすいと思います。例えば、ビルを建てるという話は、決められた土地に容積率や建ぺい率などがあり、事業者はおそらく、例えば日照権だとか色々なものに配慮した中で、ひとつのものを出してくると思うので、複数案は無理やりつくらないと出てこないと思います。ですから、案件によって違うので、どこかで何か示しておく必要があるという気はします。一律に同じことだけでやっていくのが良いのか、非常に疑問に思います。

[事務局] 案件によって、どの部分を計画段階で配慮をするのかということはありません。例えば建築物では、今お話がありましたように限られた中でやると、建物については容積率で決まってくる。高さはあらかじめこれだけのものが必要であるということであれば、高さも決まってくる。その時には、どういうところに面している建物かによって、建物の出入り口をどういうふうに持ってくるのか、交通ルートをどういうふうにさばくのかということや、例えば、真直ぐの高い建物にするのか、下層部を設けてその上に建てるのかとか、その辺りは設計の段階で色々やられているようです。ですから、ここで提案させていただいた内容で、何らかの形でできるのではないかと考えています。環境省が考えているように、できるものはやって、できないものは理由を書けばいいというふうにしますと、できない理由が一人歩きするのではないかと考えていますので、できるという視点に立ってやっていくことがいいと考えています。ただ、この制度は、新たな内容がどれだけ環境影響のほうに反映できるかということについて、未確定なことが色々ありますので、やってみて、その内容を考えていく必要があるとは思いますが。そういう部分については、環境省もそう言っていますし、私も同じように考えています。

[部会長] 私も建築学会にいますけれども、建築事務所が幾つか案を出して、施主と打ち合わせをしますから、それは出るでしょうね。

[委員] そうだとは思いますがけれども、ベストなものを選ぶというところがあるものですから、そうではないものを、複数案を求められるから出しましょうという話でいいのかなと思います。

[部会長] 披露してもらおうというのにも意義があるのかなと思います。

[委員] 意義はないかなと。出すだけのためにやるのは意味があるのかどうかよくわかりません。

[部会長] まとめるという手間は増えますけど、その前につくっていますね。複数案については「原則として」はもう入れないですね。

[事務局] 今は、「原則」は取ると考えています。

[委員] 3ページに、「複数案には、現実的である限り、当該事業を実施しない案を含めるよう努力する」とあります。私の解釈では、環境アセスは事業を行うに当たって、行うことによって、どれだけ環境影響が出るかというのを、複数案で比較、評価するものであると。これは、何もやらなかったことに対して、A案をやったらこうなる、B案をやったらこうなるという差分のところを、現状と比較するという解釈でいいのですか。やらないという案が存在すること自体意味がわかりません。

[事務局] 事業をやらないとどうなるかというのは、その事業の必要性を言っているのではないかと思います。この事業をやらないと環境が悪化していくような場合、例えば、連続立体交差の事業があり、それをやらないと踏切がなかなか渡れない。周辺が開発されることにより将来の踏切の待ち時間が長くなるので、この事業をやれば、ここの通りはもっと早く通れるようになるということが考えられます。解釈を環境省に求めたわけではないので分かりませんが、「現実的限り」とはそういう意味ではないのかと思います。

[委員] 今、事務局が言われたのは、現状があって、案1だとこれだけをやる。案2だとこれだけよくなる、悪くなるという比較の差分の問題ですね。

[事務局] 今の連続立体交差の例でいいますと、ゼロ・オプションというのは、連続立体交差の事業をやらないと、ここはますます渋滞が激しくなって行き来ができなくなってしまうという予測結果が出てくるということです。

[委員] それはでも現状のままやった際の問題点であって、事業をやる目的にしか聞こえませんが。

[事務局] 事業の目的そのものについては、環境影響評価の中では直接取り上げるものではなく、今の連続立体交差を例にしますと、連続立体交差をやると、その道路の交通がスムーズになり、結果としてCO<sub>2</sub>がどれくらい下がるか、騒音がどれくらい下がるという予測ができます。連続立体交差をやらない現状のままだとCO<sub>2</sub>がどれくらいということで、事業をやった時とやらない時で、環境への影響がよくなるのか悪くなるのか、同じなのかが分かります。あくまでも環境上の観点から見ていくことになります。そのときに、その連続立体交差がA案とB案と2つあったとしたら、A案とゼロ案を比較する、B案とゼロ案を比較するということもあるでしょうけれども、ここでは連続立体交差が1つの案のときに、それをやるかやらないかということで、環境上の影響を見て、それを公表しようということです。

[委員] 企業はゼロ案との比較はしないと思います。現状との改善効果ということで、A案というのは、ゼロ案からこれだけよくなるという、そもそも比較をして相対的な評価をするはずですから、ゼロ・オプションというのは現状であって、現状というのは将来も含めてベースであり、そのベースに対して案1はこう良くなる、項目によっては悪くなる場所がある。B案はこうだという。あくまでも何もしないというのは案ではなくて、現状あるいは将来を予測した上でのベースだと解釈しているのですが。

[委員] ゼロ・オプションの話は以前も随分と出ていました。事業には目的が当然あり、事業をやることによって、環境が保全されなくなる場合や目的によっては逆に改善される場合があるという話で、今、改善がされる話をされているかと思います。元々この法律は、環境をいかに守るかということが第一です。ゼロ・オプションと比較して、環境がさらに悪化するのかどうか、悪化しないためにどうするかについて環境影響評価をやるわけですから、そういう意味におけるゼロ・オプションの比較というのは当然ないといけないし、だからこそゼロ・オプションが新たな改正案として出てきたのではないですか。それが配慮書の目的であり、そのために今回この見直しの案では、基本的にゼロ・オプションとの比較がされないといけないと思います。

[委員] 「現実的である限り」というのはどういうことですか。

[事務局] 複数案の中でゼロ・オプションをやった方がいいような事業もあるだろうということです。

[委員] ゼロ・オプションはやるのではなく、何もしないことですから、事業ではなく、案ではないと思います。

[委員] いや、事業を行うことによって、どれだけ変化するかを環境の視点から見ていくことだと思えます。

[事務局] 方法書以降のアセスメントですと、案1と案2があって、どちらがどれ位良いかというのは当然出てくると思えます。配慮書は、事業を進めるのかやらないのかという計画の段階で出してもらうもので、公共事業で道路を通すときには、そもそもA地点とB地点に道路を通すかどうか自体を、これから決めようということです。例えば、A案、B案ということでバイパスの経路を出して比較することを、今までは水面下でやっていたので、それを環境面についてオープンな形で出していきたいという中で、バイパスをつくらないことが現実的な選択肢としてあり得るのであれば、それを配慮書の段階で出していきたいという趣旨です。

ある意味では当たり前だと思われるかもしれませんが、今まで水面下で行政なら行政の中だけでやってきたことを、少なくとも環境面については配慮書という形で出して、意見を聞いたり学識の方の審査を受けて方法書以降へつなげていければいいということで考えています。

[委員] 国では、パブリックコメントを踏まえた最終案は、いつ頃出される予定ですか。

[事務局] 今月末か4月1日位と聞いています。昨日時点では公表されていなかったのですが、今日はパブリックコメントのもので説明させていただきました。

[部会長] こういう委員会は、公開しているのではないですか。

[事務局] 検討委員会の資料はホームページにアップされますが、今回の会議については昨日時点でアップされていませんでした。

[部会長] わかりました。

ア 中間とりまとめに対する市民意見の内容及び部会の考え方（案）について

[部会長] 議題の「ア 中間とりまとめに対する市民意見の内容及び部会の考え方（案）について」説明をお願いします。

[事務局]（資料1 ①～③について説明）

[部会長] まずは、前半部分のご意見ををお願いします。

部会の考え方はどのように公表されるのですか。意見を言われた方にお伝えするのですか。

[事務局] 部会の考え方は、部会報告の中にまとめて、公にしたいと思っています。また、パブリックコメントの制度として、頂いたご意見と部会の考え方について、名古屋市のホームページに掲載することになっています。

[部会長] PDF ファイルか何か。

[事務局] PDF で考えています。

[委員] 先ほどのゼロ・オプションの話にまた戻りますが、名古屋市というか、部会の考え方として、配慮書において検討可能な要素に関して行うことが適切であるということは、基本的に複数案を出していただくということ、その複数案においても検討可能な範囲においてでよろしいということ等を暗に言っています。そうすると、複数案の中にゼロ・オプションが含まれない場合もあるという話になりますが、そういうことですか。

[事務局] 「検討可能な要素」ですので、ゼロ・オプションは必須ではないということです。

[委員] 複数案において、ゼロ・オプションがない場合の説明は当然されるべきだと思いますけれども、それについての部会の考え方はどのようなものでしょうか。

[事務局] 複数案については、大きな複数案も小さな複数案もあるでしょうけれども、原則を付けずに何らかの複数案を書きいただきたいと思います。ゼロ・オプションについても複数案の1つとして考えていますので、ゼロ・オプションをやっていただけの事業があるならば、当然書いてもらいますが、ゼロ・オプション以外の複数案があれば、特にゼロ・オプションについてやらないということは一切書かなくても構わないという形で整理しています。

[委員] 部会の考え方の2段落目のところに、「市条例の配慮書は個々の事業の特性等に応じて柔軟な制度とすることが望ましいと考えています」とありますが、これは具体的にどのようなことを言っているのですか。

[事務局] 公共事業や民間事業を対象事業にしていますので、方法書の前の段階、いわゆる計画段階といっても、民間の方が公表できる時期は、やはり関係者の方で詰めた、ある程度の時期ということもあると思います。公表可能な時期なども様々なので、複数案についても、ある事業については、例えば場所が2つある段階のものもあるかも知れませんが、形状や施工方法などの複数案かも知れませんが、その事業がおおむね固まる前の段階で、その事業ごとにできる範囲でやっていただければいいという意味で、柔軟な制度という言葉を使っています。

[委員] 2番、3番、4番は、民間の事業者の方のご意見だと思いますけれども、川崎市のようなミニアセス制度の導入のほうがより実効性のある制度になるとか、スピードが全然違うから、民間事業には十分配慮する必要があるとか、複数案についても意見を述べてきていただいているのですが、これらはばさっと切ってしまうということになりますか。他の部会の考え方では、修正するということがあるわけですから、ここの意見の中でも、そういう例えばミニアセスみたいなものを今後検討しますということを入れてもいいかと思いますが、なぜ入れられなかったのですか。

[事務局] 2番、3番、4番では、対象事業すべてとすることが適当と答えています。川崎市は、他の自治体に比べて特殊で、名古屋市の制度よりもかなり小さい事業まで対象事業としていますが、小さな規模のものについては手続や項目を簡便化した制度にしています。今回の部会の中では、今の対象事業よりも小さなものについて簡単なアセスをやるというところまでは踏み込まずに、現在の対象事業について、配慮書をつくるということで議論していただきました。

[委員] 名古屋市は対象ではないという話ですね。

[部会長] 対象事業については将来の検討課題となっていますね。先ほどの、「柔軟な制度」というのは、いろんなレベルの複数案があるよということで、解釈いただければと思います。

[委員] あとは実際にやっていく中での話になると思いますので、その辺の趣旨がきちんと出ていればいいと思います。

[委員] 23番の部会の考え方ですが、一定期間、市の公式ウェブサイトにおいて図書の電子データを掲載することは望ましいのですが、もし市のウェブサイトが一杯であった場合は、発表が遅くなったりするのですか。一定期間というのはどのくらいですか。

[事務局] 一定期間と記載しましたが、ウェブサイトについては管理している部署がありますので、どれだけの量をどれだけの期間置かせていただけるかという調整もあり、確約はできません。今は、事後調査報告書をもって手続終了という形になっていますが、現在、行政文書としての保存期限を手続が終了してから10年間としていますので、目安は10年と考えます。

[委員] 5番目ですが、部会の考え方として、予測の程度は、比較評価できる程度の精度でよいという言い回しですけれども、何か他の表現はないのでしょうか。

[事務局] ぶっきらぼうな表現なので、「比較評価できる精度と考えます」としましょうか。

[部会長] 「配慮書段階における予測の精度は、事業者における環境保全の観点から検討可能な要素の複数案を対象に比較評価できる程度と考えます」とします。

[委員] 9番から11番にかけての部会の考え方。「周知の一方式である説明会を」というように、説明会だからというようなことで義務づけるのは望ましくないという言い回しです。方法書のほうは義務づけるので、片方は義務づけ、片方は義務づけしないことの説明が的確に表現されていないといけないと思います。

[事務局] 3行目に「事業の種類や計画の検討段階に応じた適切な方法であることが望ましい」ということで、その位置がまだ複数あるかもしれないし、計画もまだ粗いかもしれない段階ですので、説明会を一回やればよいということではなく、シンポジウムやワークショップなどから選ぶことができるようにしたほうが望ましいという意味で書きました。

[委員] 例示をすると、わかりやすいかも知れません。ただ、事務所に掲示する程度で十分ということではなく、色々工夫してくださいねということであれば、これではよく分かりません。

[部会長] 一様に義務づけることは望ましくないという表現でいかがですか。検討してください。

[委員] 27番から30番は、ひとくくりにして部会の考え方を言っていますが、27番は、PRと数が減っているということで、28、29、30番は、結論的には意見を言っても反映されないということを言っています。これはあくまでも意見を聞く場であって、色々な人の意見がありますから、全ての意見を反映することは不可能だと思うのですが。

[事務局] 市民の方が意見を述べても、事業者が事業に反映しないということについては、私どもが答えるところではないと思います。私どもにできるのは、できるだけ多くの側面で、コミュニケーションができるような形をつくっていく必要があるということではないかなと考えています。

[部会長] それでは、後半の説明をお願いします。

[事務局] (資料1 ④～⑬について説明)

[部会長] ありがとうございます。いかがでしょうか。

[委員] 31番の質問に対して、5年とか3年とか数値が出ていますが、この根拠というのは何でしたか。

[事務局] 平成11年に条例をつくったときには、工事が全部済んだら出すということでしたが、平成17年度に技術指針の見直しを行った時には、環境影響評価審査会で議論をして、工事期間が長いものについては、5年を超えるときには途中で3年を超えないときに一回出すということをして、技術指針の解説書に記載しました。

5年については、条例上、評価書を出してから5年間工事着手しない時には、再手続きに関する協議の規定がありますので、そういった時間のスパンの目安として、5年という考えがあります。

[委員] その辺の説明を少し加えたらと思いますがいかがですか。

[事務局] これについては、今まで技術指針で決めていたので、強制力はありませんでしたが、条例の下の施行細則ですとか、そういったレベルでオーソライズしていく必要があると考えています。今回こういう形の環境審議会からの答申を受けて、条例か施行細則の改正という形で盛り込んでいきたいと思っています。

[部会長] 部会として、5年とか3年という数字を出していいですか。

[事務局] 今後市において検討を進める必要があると書かせていただいたのは、まだ色々な議論があると思いますので、今まで行政指導で行ってきたものを基本として、今後、市のほうで検討する必要があるという形でいかがでしょうか。

[委員] 39番以降の意見は、なるほどと思わせることがあります。対象事業の規模について、確かにどこかで線引きをするということは分かりますが、どこが適切なのかなかなか判断できません。とりあえず現行制度でいくことは仕方ないかもしれませんが、結構頻繁に見直しをしてもいいという気がします。ですから、「当面現行の対象事業の種類と規模で運用しつつ」を削除して、検討の必要があるという方向で、もう少し積極的な姿勢に変えた方がいいと思います。意見は道路中心ですが、例えばビルの高さについても、今は超高層がはやっていますが、10年先を見るとわからない話ですので、当然見直しがされると思います。規模要件は、客観的には決められないので、常に見直していくことが必要だと思います。

[部会長] それは皆さん共通していまして、必要に応じて見直し、検討を進めるということは書いてあると思いますが。

[事務局] 検討の必要性はわかっていますし、状況も理解しています。これから運用していく制度の進み方などについても見直しする必要がありますので、1つの項目だけを突出して書くのもおかしい感じがします。

[委員] 全体を通しての話ですね。例えば45番あたりは、先ほど申し上げたようなことでいいと思いますが、制度を設けてはどうかというところは弾力的に運用していく部分というところがあると思うので、全体を通して一個一個取り上げて見直していくということが入っていれば、いいという気がします。

[委員] 規模要件は、固定化する傾向がありますから、そこは、いつも見直していった方がいいような気がします。

[委員] ここの1行目の終わりから2行目にかけての「当面現行の対象事業の種類と規模で運用しつつ」を消してしまうと、今どうするのだというのが消えてしまうので、これはやっぱり残すべきであると思います。

それと、もう一点、39、40、41番に関しては、規模要件を厳しくということですが、45番は東京だとかに対して厳し過ぎるという逆の意見もあるわけですね。そうすると、やっぱりこの部会で今までやってきたように、足元は現行の対象事業の種類と規模で運用しながら、必要に応じて、あるいは時代とともに変化する内容に即した形で見直していくということで悪くないと思います。

[委員] 今までこういった文章の中では、見直し、検討する、必要に応じてという話が常に来て、それでおしまいでした。今は、規模から外れたものなどについて指摘されています。この部会で考えないといけないのは、こういった基準から外れたものを拾う必要性や考え方について、例えば審議委員会を設けるといったことまで積極的に踏み込んで書かれたらいかかだと思います。

[委員] これは私の案ですが、部会の姿勢として、より積極的にその検討を引き続きやってほしいということで一致できれば、1行目の一番最後の「当面」から「また、」までを削除するということではどうでしょうか。

[事務局] 実際には部会報告にどう盛り込むかということですので、部会報告を見て頂きますと、14ページの4行目の「特に」という形で出させていただいているところになります。より積極的にという言葉が「特に」ということにもなってくると理解していますが、さらに、これだけではなくてということで考えていく必要があるという趣旨でしょうか。

[委員] 市民意見に対する部会の考え方は、部会報告と比べて現状肯定的に感じます。

[事務局] 報告の案よりもトーンダウンしたような感じがするということですね。

[委員] 相当ダウンしていると私は思いますので、少なくともこの報告の案の程度にはしてもらいたいと思います。

[委員] 今、おっしゃったように「当面」を消すという意味はどういうことですか。この部会の中では、規模要件に関してはこれでいこうというふうに、やってきたはずですが、何でも、何がここに来ていきなり消えるのか理解できません。また、39、40、41を見ますと、同じような内容で、同じ関連の人が書いている可能性もあります。だから、これ1つをとって意見が多いような見方をするのは危険です。

[委員] 意見が多い少ないではなく、言われていることは一考に値するのではないかということです。

[委員] それは一考に値します。ただ、「当面、現行の対象事業の種類と規模で運用しつつ」というのを消す意味がわかりません。そうしようということで、部会で今までやってきていますよね。

[委員] 実際は、ある程度このまま続くのは仕方ないと思います。しかし、部会報告の14ページの案だと、特に規模要件については、引き続き検討するというふうになっているのに、市民意見に対する部会の考え方だと、現行はそのままにするとあるものですから、そこをこちらの報告案のほうにしてほしいという趣旨です。

[委員] 検討課題という、検討をもとにして、それを実践できるぐらいまでにするための方法みたいな内容まで、少し踏み込んで書いたほうがいいのではないかということです。

[委員] それはわかります。ただ、市民意見に対する部会の考え方で、将来的な話だけを書くのもおかしい話ですから、足元を一体どうするんですかというのを問われたときのために、事務局側は、当面はこうするけれども、先ほどの3番目のパラグラフのところも、将来的に云々のところも、後半に対して書いているという解釈ですが、違いますか。

[事務局] 資料2の部会報告案の10ページにある対象事業の種類と規模について、途中の段落のところを、今回部会の考え方に記載させていただきました。ここに「対象事業の種類と規模は現行のまま運用しつつ」と表現されています。ただ、今後も当然「必要に応じて見直しを行う」、さらに、14ページの将来的な検討課題のところ、特に今後も検討していくと書いていますので、これを複合して部会の考え方としました。

[委員] それで、私はこの表現だと、現行しばらくこのままにしますということになるので、あまり適切ではないと思っています。

[部会長] いろんなご意見があるようですが、7ページの39番に対する部会の考え方は、私も、「当面、現行の対象事業の種類と規模で運用しつつ」まではこのままでいいと思います。

[委員] 見直しに当たっては、見直しにおける検討会とかいろんなところの場で議論していただければいい話ですね。

[委員] 早く見直さなければいけないかどうかさえ分らないですね。

[委員] 例えば、道路問題について、最初にこの部会で示されて、規模をどうするかが提案されていたならば、話が変わってくると思いますが、具体的な問題が示されないままに話が進められました。こうやって意見が出てくると、規模の問題もやっぱり改めて考えないといけないと思います。だから、私たちの部会としては、積極的に、何らかの形でのシステムというものを考えていく必要があるというところまで踏み込んだ表現を入れたほうがいいのではないかと思います。

[部会長] 今の文章で、「引き続き検討を進める」になっていますけど、この「引き続き」が、「さらに」とか「一層の」とか、ちょっとステップがあるような書き方に変えられないでしょうか。

[事務局] 個別の意見に対する部会の考え方ではなく、部会報告の内容を見て考えるべきで、この部会報告の中で、もう少し踏み込んだ表現がいいのではないかと議論をしていただきたいと思います。

[事務局] 39番では、部会長が言われたように、「引き続き」の部分「さらに」に変えても、そんな差し障りはないと思います。部会報告の中にどのように盛り込んだらいいかというところについては、部会報告の中でご議論いただくほうがいいと思います。

[委員] 部会報告と整合性を取って、こちらの文章を変えればいいですね。

[部会長] では、次の議題に入らせていただきます。

## イ 部会報告（環境影響評価制度のあり方について）（案）について

[部会長] 「イ 部会報告（環境影響評価制度のあり方について）（案）について」をお願いします。

[事務局] (資料2、資料3について説明)

[部会長] ありがとうございます。いかがでしょうか。

[委員] 13ページの(イ)市外案件の一番下ですけれども、審査会に意見を求めることができるということになっていますが、市民の意見は要らないのですか。

[事務局] この部分については、具体的には法と愛知県条例が該当します。現行でも法、県条例それぞれの規定で市民意見を集めるとなっています。また、事業者から、この市民意見の概要が名古屋市長に送付される規定になっていますので、そこは特段改めなくても現行通りでよいと思います。

[委員] 具体的には市民意見を聞くのですか。

[事務局] 法と県条例では、事業者が直接意見を集めるという仕組みになっています。知事とか関係市町村長には、事業者から、まとめたものが準備書段階だと見解をつけて送られます。

[委員] 14ページの附帯意見で、「環境配慮の確保を推進していくために」と書いてありますが、これは環境保全ではないですか。環境影響評価制度は環境保全ということが目的であって、配慮することが目的ではないので、「環境配慮の確保」という言葉が気になります。

[事務局] この「環境配慮」は、条例上は、「環境の保全の見地から適正な配慮」という言葉を使っていますので、ここは、「着実に推進し、環境の保全の見地から適正な配慮の確保を推進していく」ということになると思いますので、「環境の保全の見地から適正な配慮」という言葉で置きかえます。

[委員] パブリックコメント11ページの57番の戦略的環境アセスメントについて、「研究を進めることが望ましいと考える」と書いてありますが、これは今まで名古屋市も結構検討されていますから、早急に必要と考えるというか、どういうふうに表示していったらいいのか。市がどういう意向を持っているのか。部会としてこの問題をどのように扱っていくのかについての考えをお聞きしたいです。

[事務局] SEAについては名古屋市でも検討しましたが、環境面だけで運用するのはなかなか難しいという理解です。今回の改正で、国はある意味SEAを取り入れたと話しています。ただ、もともと取り入れたかったものかどうかについては差があると思います。私どもは、新たな条例改正の施行を着実なものにしながら、国や他都市の動向を見ながら、SEAについても研究を進めていくことが必要と考えています。ですから、答申後、早急にSEA制度構築の研究を進めていく形ではないと思っています。

[委員] 国の動向がわからないうちに、名古屋市だけで突っ走るのもいかなものかなという気がします。

[委員] 私もSEAはできるだけ早期に導入すべきだろうと思いますが、ただ、それで一致できないと、表現としては難しいと思います。

[委員] 国より先んじてそこを名古屋市が書く理由は何ですか。国の話を整理した上ではいけませんか。

[委員] 名古屋市として必要性があるからです。

[委員] 内容は多少違いますけれど、市町村でもある程度できているところがありますし、名古屋市が検討された戦略アセスメントの検討委員会の報告書もありますので、上位計画の関係のその辺りのところが具体的に進められていく必要があると思います。

[部会長] そうすると、13ページの最後は「望まれる」ではなく、もう少し強く、一步検討を進めますというようなことが汲み取ってもらえるような表現がいいですね。

[委員] 13ページの最後に「さらに研究を進める」と書いているから、部会長がおっしゃるように文末だけの話かもしれません。

[事務局] 13ページの最後「望まれる」という部分を「必要である」ではどうでしょうか。また、今後も「引き続き」の部分を「さらに」としましたが、それでよろしいでしょうか。

[委員] 検討を進めておけば、それで十分というふうに読まれないように、見直しをいつもしてほしいです。

[部会長] では「さらに」ということで。



- [委員] 先ほどの具体的な例としての審査委員会とかそういった1つの委員会をつくるというニュアンスは出ますか。
- [事務局] 事務局が、条例、規則を勝手に決めることはできませんので、当然そういう場合には、委員会等をつくって、その中でご議論いただく形になると思います。
- [委員] そのような議論をする場を早急につくるということが入りませんかということです。
- [事務局] それを言うなら、この制度の着実な運用がまず一番だと思います。私どもは制度を運用することが役目ですから、それをまず第一に考えるということをお願いいたします。
- [部会長] さらに検討を進めるとなっているので、何かアクションを起こすきっかけにしてもらえればいいかと思います。
- [委員] 14ページの1行目の「一定期間を経た時点」とはどれぐらいですか。
- [事務局] 国では、技術的な事項については5年ごと、法の規定については10年で見直しをするという規定がありますので、その期間に合わせることになると思います。
- [部会長] では、部会報告をまとめたいと思いますが、私が少し引っかかった点が幾つかあります。7ページの10行目、事業者説明会の下から5行目で、「では、市長の責任において説明会の開催案内等を積極的に周知する」を「説明会の開催を周知する」にしたいと思います。よろしいでしょうか。
- 同じページ(ウ)わかりやすい図書の2行目「準備書については、事業特性や地域特性を踏まえ、調査・予測等を科学的に適切な手法で実施されているか、その結果が正確かなどを判断する」の部分の「正確」を「妥当」に変更したいと思います。
- そして、右側3行目「準備書の記載内容の抜粋の形式のものが多い」を「内容を抜粋した形式のものが多い」にさせてください。その下の6行目、7行目、「市民のための図書と学識経験者による審査のための図書は性質が違い、」を「異なる」にさせてください。
- そして、23ページ用語解説に環境要素の説明がありますが、出だしに「環境影響評価の対象とする項目で」云々と書いてあるのですが、これでは要素と項目が等しいことになりますので、事務局をお願いしていたのですが、すぐ変えられますか。
- [事務局] 23ページの環境要素の修正案といたしまして、「名古屋市の技術指針では環境影響評価の対象として24の要素に区分されている。」という表現に変えさせていただければと思います。
- [部会長] 中間報告はこれでよろしいでしょうか。
- [委員] パブリックコメントに対する部会の考え方も一部変えていただくということで。
- [部会長] 部会報告はこれで了承とさせていただきます。そして、パブコメに対する部会の考え方で、39番は「引き続き」を「さらに」と変えさせていただきます。
- [部会長] 9番の表現はいかがでしょうか。
- [事務局] 9番ですが、第3回部会の参考資料の後ろから2枚目10ページの一番上に括弧、周知方法の埼玉県の部分を引っ張ってきて、「閲覧のほか、事業の種類や計画の検討段階に応じた」というのがあると思いますが、「検討段階に応じて説明会の開催、シンポジウムの開催、説明ブースの設置などの中から適切な方法で周知を行うことが望ましいため、周知の方式である説明会のみを一様に義務づけることは望ましくない」とすれば、説明会だけではなく他のものもあるということは読み取れると思います。
- [部会長] 少し長くなりますけど、よろしいでしょうか。
- [委員] わかりました。
- [委員] 11ページの環境アセスの最後も変える部分ですね。
- [事務局] 「望ましい」から「必要である」に変更します。
- [委員] ありがとうございます。
- [部会長] これでひとまずよろしいですか。
- 県も同じような委員会があるのですが、県の方では、3・11の災害、その対応についてというのと、今度新しい制度になるので、移行措置が書かれています。市の方も検討されていると思うのですが、その2つについての考え方をお話いただければと思います。
- [事務局] 災害に対する除外規定につきましては、条例の中で、災害対策基本法の規定になるもの、あるいは被災市街地復興特別措置法に係る事業については、アセスの条例については適用しないという規定があります。今の運用上、それで災害に対する対応はとれているということもござ

います。県は、一部のレアケースなどを想定されていると思うのですが、名古屋市ではこの条例の運用で十分対応可能ということで、内部で検討させていただいています。

経過措置については、既に事業が行われているものについてはそこまでやったものと見なすとか、新しい制度をつくっていく中で必要なものは経過措置として設けていきます。

[委員] 最初の点に関して愛知県が一番気にしていたのは、災害が起こって、同じ場所で同じ事業をやる場合には大丈夫だけれども、同じ事業を違う場所でやろうとしたときに、除外措置とならないということでした。今回の東北大震災では、同じ場所で事業を起こす可能性が低いものが多いです。内陸地で行われようとした場合に除外措置としますが、愛知県の場合それが対象となっていなかったため、それを追加する必要があるというのが愛知県の見解です。

[事務局] 災害が起きたときの話ですが、現行の法律でも、災害対策基本法に位置づけられた場合については、位置が変わっても適用除外になります。具体的には東電の原子力発電所がなくなったときに、別の火力発電所に臨時的にガスタービンを置くことについては、法律の適用除外になっていますので、災対法に位置づけられれば適用除外になります。復旧とは別に復興ということで、別の場所に鉄道を引く、区画整理をやるというものについては、現行法でも対象の除外になっていませんので、名古屋市の条例でも除外にはなりません。ただ、法律は復興の特別法の中で、特定環境影響評価ということで、特例を定めています。当然、今回の震災の復興のために入れたものですから、万が一不幸にもそういうことがこの地方であった場合にも、特例等で対応することになると思います。

法律はもうひとつ別の話で、国の利害に重大な関係があり、かつ災害の発生その他特別な事情で、緊急のときというものがありますが、それについては幾つかの自治体では入っていて、幾つかの自治体では入っていないという中で、今回、愛知県は入れることを考えているということです。

[部会長] がれきの焼却施設を新舞子につくるとか、そういう時もアセスをやったら時間かかりますね。

[事務局] 時間がかかるので、特例でできないかということを知事から関係のところ働きかけているという報道が出ていましたが、基本的には常設の処分場をつくるということになると、環境影響評価法なり廃掃法上の手続が要するという整理です。

[委員] 部会長の真意は、同じタイミングで名古屋市と愛知県がやっているの、内容を勉強し合って不十分な部分は補うようにということですね。

[部会長] この部会で、提示をして確認させていただいたということです。それから、国の制度が条例と違うので、比較の表などを作って委員に送ってもらえますか。

[事務局] 国の内容がしっかり固まった段階で、なるべく早くまとめたいと思います。

[部会長] ありがとうございました。

[事務局] ただ今部会報告をいただきました。この環境影響評価部会は、昨年5月からこれまで7回にわたり部会を開催させていただき、委員の皆様方には、精力的にご審議をいただきました。誠にありがとうございました。

今後は、環境審議会において部会報告を行い、答申をいただく予定です。答申をいただく環境審議会については、部会委員の皆様にもご出席いただくこととなりますので、よろしく願います。

[事務局] (事務連絡)

[部会長] これで、本日の部会を終了します。ありがとうございました。